

地域整備方針

(大阪市)

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
難波・湊町地域	〔都市再生緊急整備地域〕 大阪の南の玄関口にあり、関西空港に直結する主要交通拠点という立地特性を生かして、球場や貨物ヤードなどの跡地の大規模土地利用転換や既存建築物の機能更新・改修により、人・情報・文化の交流・結節拠点を形成するとともに、建築物の耐震化や災害時の帰宅困難者の対応等による災害に強い拠点形成を促進	(難波) - 土地利用の転換にあわせて、業務、商業、文化、学術、情報発信、居住等の多機能複合市街地を形成 - 既存建築物の更新、ターミナルの改修による商業、業務、文化、情報発信及び交通拠点機能を強化するとともに、災害時の一時滞留者や帰宅困難者対策のための防災対策関連の機能を強化 (湊町) - 業務、商業、文化、情報発信、居住等の多機能複合市街地を形成 - 鉄道ターミナル及び高速道路と直結したバスターミナルを有する複合交通センターを中心とし、快適で質の高い交通拠点機能を強化するとともに、災害時の一時滞留者や帰宅困難者対策のための防災対策関連の機能を強化 - 上記が一体となった国際交流拠点を形成	- 地区内の交通の円滑処理のため、地区中央部に地区幹線道路を整備 - 交通拠点性の向上を図るため、多目的広場や立体横断通路等の整備により、鉄道ターミナルと連続した歩行者空間を整備 - ターミナル及びその周辺地区を含む広域的な回遊性・利便性を高め、にぎわいを創出するとともに、災害時の帰宅困難者対策等への利活用に供するため、ターミナル改修等にあわせて情報発信施設及び既存施設のバリアフリー化を含め、円滑な移動のための通路、広場等の歩行者空間を拡充 - 複合交通センターと連続した地区のシンボルとなる中央広場等を整備 - 観光バスの乗降等の利便性向上に資するとともに、災害時の帰宅困難者対策等への利活用に供するため、バスターミナル及び隣接する交通広場等を整備 - 臨海部と都心南部を連絡する阪神西大阪延伸線を整備	- 移動の円滑化及び情報提供などによる安全・安心で魅力あるターミナルの形成に向けた都市開発事業の促進 - ターミナル改修等にあわせた歩行者空間・動線の再整備により、周辺地区との回遊性を確保するとともに、ターミナル及びその周辺地区における景観改善等の協働のまちづくりの取組により、魅力とにぎわいにあふれた都市空間を再生 - 敷地内緑化、屋上緑化等、ヒートアイランド対策を誘導